気仙沼市立病院からのお知らせ

令和２年４月１日から

「初診時・再診時選定療養費」を導入します

～初診の方は紹介状をお持ちください～

「初診時・再診時選定療養費」とは

「初期治療や病状安定後の日常的な診療は『かかりつけ医』で、重症・専門的な診療は病院で行う」という医療機関の役割分担を進めるために国が定めた制度で、診療費とは別に、特別の料金をお支払いいただくものです。

気仙沼市観光キャラクター
「海の子 ホヤぼーや」

初診時選定療養費

医科　**3,300 円**（税込）

歯科　**1,650 円**（税込）

他の医療機関からの紹介状がなく、当院を初診で受診した場合に、お支払いいただきます。

ただし、下記の①から⑫のいずれかに該当する方は対象外となります。

再診時選定療養費

医科　**1,650 円**（税込）

歯科　**825 円**（税込）

当院の医師が、文書により他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、自らの希望で、引き続き当院を受診した場合に、受診の都度、お支払いいただきます。

ただし、下記の①から④のいずれかに該当する方は対象外となります。

①緊急入院を要する方
② 国の公費負担医療制度を受給されている方（生活保護，更生医療など）
③ 特定の障害、特定の疾患などによる地方単独の公費負担医療制度を受給されている方（心身障害者医療費助成など）
④ 気仙沼市子ども医療費助成対象者
⑤ 医科と歯科との間で院内紹介された方
⑥ がん検診の結果、実施機関から当院に二次検査の依頼があった方
⑦ 妊娠により受診する方
⑧ 脳神経外科、耳鼻咽喉科を受診する方
⑨ 災害により被害を受け、罹災証明書による免除措置のある方
⑩ 労働災害、公務災害、療養補償証明書（船員）、交通事故、自費診療による受診の方
⑪ 診療時間外に救急外来を受診した方
⑫ 当院で診療継続中に他の診療科を初診として受診する方

気仙沼市立病院

選定療養費 Q & A

Q1 **なぜ、選定療養費を導入するのですか？**

A1 軽症の患者さんが外来を多く受診することで、「地域の中核病院」として本来果たすべき重症者の診療や専門的な診療に専念できず、医療従事者の負担が重くなっていることから、選定療養費を導入し、外来患者数の適正化を図るものです。

Q2 **他の病院でも導入されていますか？**

A2 一般病床200床以上の病院に徴収が認められており、現在、大学病院などの特定機能病院及び許可病床400床以上の地域医療支援病院は徴収が義務付けられています。4月からは、200床以上の地域医療支援病院に義務化の範囲が拡大されてます。
県内の200床以上の自治体病院では、当院を除くすべての病院で既に導入されています。
※「病院」は入院ベッド数が20床以上の医療機関で、「診療所」は入院施設がない、又は入院ベッド数19床以下の医療機関をいいます。

Q3 **「初診」とは、どのような場合ですか？**

A3 「当院を初めて受診する場合」、「過去に受診したことはあっても、すでに治療が終了している場合」、「患者さんが任意に治療を中止した後に、再び受診する場合」が初診となります。

Q4 **紹介状がないと、市立病院を受診できなくなるのですか？**

A4 紹介状がなくても受診することはできますが、初診時選定療養費をお支払いいただきます。
今回の選定療養費の導入は、医療機関の役割分担を進めることにありますので、かかりつけ医からの紹介により当院を受診していただきますようお願いします。
なお、これまでのとおり、眼科、呼吸器内科、歯科口腔外科の新患は、完全予約制としており、他院からの紹介がある方のみの受付となりますので、ご注意ください。

Q5 **例えば、現在、市立病院の内科に通院中で、整形外科など別の科を初めて受診する場合も、紹介状がなければ初診時選定療養費はかかりますか？**

A5 当院で診療を継続している方が、当院の別の診療科を初めて受診する場合は、初診ではなく再診として扱うことになりますので、初診時選定療養費のお支払いはありませんが、完全予約制の診療科では、紹介が必要となる場合があります。

Q6 **市立病院の診察券を持っていても、初診時選定療養費はかかりますか？**

A6 当院の診察券をお持ちの方でも、「すでに治療が終了している場合」などに該当するときは初診となり、紹介状がない場合には、初診時選定療養費をお支払いいただきます。

Q7 **診療時間内に救急車で搬送されても、初診時選定療養費はかかりますか？**

A7 平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの診療時間内に救急外来を受診した場合は、救急車での来院であっても「緊急入院を要する場合」などを除き、初診時選定療養費をお支払いいただきます。
なお、夜間や休日などの診療時間外に受診した場合は、初診時選定療養費の対象外としますが、当院は、入院や手術が必要な緊急性の高い患者さんを受け入れる役割の病院です。本来の機能である重症者への対応に専念できるよう、緊急性の低い受診を控えていただき、受診の前には、必ずお電話でご相談いただきますようお願いします。

Q8 **同時に、複数の診療科を紹介状なしに初診として受診する場合、それぞれ初診時選定療養費はかかりますか？**

A8 最初に受診した診療科の分のみ、初診時選定療養費をお支払いいただきます。
ただし、同時に歯科と歯科以外の診療科を初診として受診する場合は、それぞれ別に初診時選定療養費をお支払いいただきます。

Q9 **予防接種による受診や一般健康診断による受診の場合、初診時選定療養費はかかりますか？**

A9 予防接種や一般健康診断は、自費診療であるため、初診時選定療養費のお支払いはありません。

Q10 **職場で健康診断を受けたところ、結果一覧票で血糖値が高く「要受診」と記載がありました。結果一覧票を持参し初めて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？**

A10 当院で初診時選定療養費の対象外としているのは、「がん検診の結果による二次検査」としていますので、健康診断の結果一覧票を持参し受診した場合は、初診時選定療養費をお支払いいただきます。

Q11 **保険証を忘れて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？**

A11 保険証を忘れて受診される場合は、保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、本来、保険診療として取り扱うべきであることから、自費診療に当たらず、初診時選定療養費をお支払いいただきます。

Q12 **再診の予約日に受診できず、日数が経過してしまった後、市立病院を再び受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？**

A12 予約日を変更せず、1か月以上過ぎた場合は、自己都合による診療の中止とみなされ、初診時選定療養費をお支払いいただきます。
予約を変更した場合は、再診となり初診時選定療養費のお支払いはありません。変更は、予約を入れた診療科に、電話で平日の午後3時から5時までの間に連絡してください。

Q13 **「次回の受診は半年後」と担当医から言われました。期間がかなり空きますが、次回受診するときに、初診時選定療養費はかかりますか？**

A13 医師からの指示で、受診日を予約している場合は、受診の期間にかかわらず、初診時選定療養費のお支払いはありません。

Q14 **現在、市立病院に通院中ですが、引き続き通院する場合、再診時選定療養費はかかりますか？**

A14 当院で診療継続中の方は、再診時選定療養費のお支払いはありません。
再診時選定療養費は、症状が安定した場合などに、当院から他の医療機関に紹介された後、自らの希望で引き続き当院を受診したときに、診療費とは別に、受診の都度お支払いいただくものです。

Q15 **内科と整形外科に通院中ですが、内科は他の医療機関へ紹介されました。次回、整形外科を受診する場合、再診時選定療養費はかかりますか？**

A15 整形外科は診療継続中のため、再診時選定療養費のお支払いはありません。

Q16 **他の医療機関を紹介されたら、もう市立病院は受診できないのですか？**

A16 日常的な診療や健康相談を地域の医療機関に依頼するという趣旨ですので、受診できないわけではありません。症状が悪化した場合など、専門的な診療が必要なときは「かかりつけ医」からの紹介状を持って受診してください。

Q17 **「かかりつけ医」から紹介され、市立病院を受診する場合の手続きは、どのようにしたらよいですか？**

A17 「かかりつけ医」が当院の「総合患者支援センター」をとおして診療予約を取りますので、「かかりつけ医」から診療予約票と紹介状などを受け取って、当院を受診してください。

Q18 **「かかりつけ医」とは、どのようなものですか？**

A18 「かかりつけ医」とは、「日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師」のことを指します。まずは「かかりつけ医」を受診し、必要なときは、専門的な治療を受けられる大きな病院を紹介してもらい、病状が安定したら「かかりつけ医」に戻るという仕組みです。

Q19 **「かかりつけ医」を持っていないのですが、どうすればよいですか？**

A19 正面玄関に、当院と地域連携している登録医療機関の一覧を掲示していますので、身近な「かかりつけ医」を持つ参考にしてください。